

写

東労発基 0630 第 2 号
令和 8 年 6 月 30 日

東京地方最低賃金審議会会長 殿

東京労働局長
増田 嗣郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、
東京都最低賃金（昭和 55 年東京労働基準局最低賃金公示第 8 号）の
改正決定について、貴会の調査審議を求める。